

大月市景観計画 届出対象行為

景観形成方針に則して良好な景観形成を誘導していく観点から、各地区において以下の要件に該当する建築行為等を行う場合は、届出が必要となります。

届出対象行為は、周囲の景観に与える影響の大きな行為を対象とすることから、良好な自然が保たれている森林地区では比較的小規模なものから、市民生活や経済活動の場となる一般市街地地区では比較的大規模な行為を対象としています。

■ 届出の対象となる行為 <景観形成地区>

行為の種類	森林地区	里山地区	一般市街地地区
<建築物> 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ15m又は建築面積250㎡を超えるもの（増築又は改築後に同規模を超えるものも含む）	高さ15m又は建築面積500㎡を超えるもの（増築又は改築後に同規模を超えるものも含む）	高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの（増築又は改築後に同規模を超えるものも含む）
<工作物> 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物は除く）	1) 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもので、高さ15mを超えるもの 2) さく、塀その他これらに類するもので、高さ3mを超えるもの 3) 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもので、高さ15m又は次の築造面積を超えるもの（増築又は改築後に同規模を超えるものも含む） ----- 森林地区250㎡ 里山地区500㎡ 一般市街地地区1,000㎡ ----- 4) 電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔その他これらに類するもので、下記の高さを超えるもの ----- 森林地区15m 里山地区15m 一般市街地地区20m ----- 5) 地上に設置する太陽光発電設備で、太陽光モジュール（パネル）の合計面積が10㎡を超えるもの		
<開発行為> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積が1,000㎡以上のもの		
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの		
土地の区画形質の変更	行為面積が1,000㎡を超えるもの		
木竹の伐採	面積1,000㎡を超える伐採を行うもの		

【届出を要しない行為】

- ① 上記の届出対象行為に満たない行為
- ② 【森林地区のみ】木竹の伐採のうち、次に掲げる行為
 - ア) 農業又は林業を営むために行う行為
 - イ) 除伐、間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
 - ウ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ④ 国又は地方公共団体の行う行為（ただし、届出対象行為については事前協議を要する。）
- ⑤ 地中又は水面下における行為
- ⑥ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑦ 既着手行為（景観計画の施行日までに着手している行為）

■ 届出の対象となる行為 <重点景観形成地区>

行為の種類		大月駅周辺地区	猿橋周辺地区
<建築物> 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更		すべての行為が届出対象となります	
<工作物> 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 (屋外広告物は除く)	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの	すべての行為が届出対象となります	
	さく、塀その他これらに類するもの		
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの		
	電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔その他これらに類するもの		
	地上に設置する太陽光発電設備		
<開発行為> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		すべての行為が届出対象となります	
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵		すべての行為が届出対象となります	
土地の区画形質の変更		すべての行為が届出対象となります	

【届出を要しない行為】

- ① 上記の届出対象行為に満たない行為
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ③ 国又は地方公共団体の行う行為 (ただし、届出対象行為については事前協議を要する。)
- ④ 地中又は水面下における行為
- ⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥ 既着手行為 (景観計画の施行日までに着手している行為)

【お問い合わせ先】

大月市役所 産業建設部 地域整備課
 〒401-0015 山梨県大月市大月町花咲1608-19
 TEL 0554-20-1855 FAX 0554-20-1533
 E-mail chiiki-19206@city.otsuki.lg.jp